

## Ⅱ 要監視項目水質調査

### 1 要監視項目

環境庁は平成5年3月に「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」と判断される25項目を要監視項目として設定した。

その後、平成11年2月に3項目が健康項目に移行され、平成15年11月に水生生物の保全に関する要監視項目として2項目が、平成16年3月に人の健康の保護に関する要監視項目として5項目が新たに追加され、現在は29項目となっている。

測定結果を評価するために指針値を定めているが、指針値は長時間摂取に伴う健康影響を考慮して算出された値であり、一時的にある程度この値を超えることがあってもただちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

#### 要監視項目

トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロロニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロホルム※1、フェノール※1、ホルムアルデヒド※1、塩化ビニルモノマー※2、エピクロロヒドリン※2、1,4-ジオキサン※2、全マンガン※2、ウラン※2

※1：水生生物の保全に関する項目（なお、クロロホルムは既に人の健康に関する要監視項目に定められていたが、水生生物の保全に関する項目にも定められた。）

※2：平成16年3月に追加された項目

### 2 平成20年度調査結果の概要

#### (1) 調査地点

表2-1のとおり、河川53地点、湖沼7地点、海域16地点で調査を行った。

#### (2) 調査実施機関

千葉県、国土交通省、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市

#### (3) 調査頻度

年1～12回（測定地点により異なる）

#### (4) 調査結果

平成20年度の調査結果は表2-2に示すとおりであり、全マンガン及びウランが指針値を超過していた。

全マンガンが超過した地点について原因等調査を行ったが、周辺に当該物質を使用する事業場がなく、原因の特定には到らなかった。

ウランが超過した地点は、海域及び河口付近であり、一般的な海水中のウラン濃度は0.003mg/L程度と言われていることから、海水に由来するものと推測される。

表 2 - 1 平成 20 年度測定地点一覧表

区分	河川、湖沼、海域名	地点名
河川	江戸川	新葛飾橋
	坂川	弁天橋
	新坂川	さかね橋
	六間川	古ヶ崎排水機場
	国分川	秋山弁天橋、須和田橋
	春木川	国分川合流前
	真間川	根本水門、三戸前橋
	大柏川	浅間橋
	利根川	栄橋（布川）、水郷大橋（佐原）、河口堰
	亀成川	亀成橋
	染井入落	染井新橋
	大津川	上沼橋
	大堀川	北柏橋
	鹿島川	鹿島橋
	高崎川	竜灯橋
	神崎川	神崎橋
	桑納川	桑納橋
	長門川	長門橋
	根本名川	新川水門
	小野川	小野川水門
	清水川	清水橋
	新川	干潟大橋、駒込堰
	栗山川	木戸大橋
	高谷川	与平橋
	木戸川	木戸橋
	真亀川	真亀橋
	一宮川	北川橋
	夷隅川	江東橋
	袋倉川	まるまん橋
	待崎川	横渚取水口
	丸山川	朝夷橋
	瀬戸川	瀬戸川橋
	汐入川	要橋
	平久里川	平成橋
	湊川	湊橋
	小糸川	人見橋
	小櫃川	小櫃橋
	御腹川	御腹川橋
	養老川	持田崎橋、浅井橋、養老大橋
	村田川	新瀬又橋、江川橋、新村田橋
都川	都橋	
葭川	日本橋	
印旛放水路（下流）	新花見川橋	
海老川	八千代橋	
湖沼	印旛沼	北印旛沼中央
	手賀沼	手賀沼中央、下手賀沼中央
	高滝ダム貯水池	坂下橋、加茂橋下流部、北崎橋、小佐貫橋下流部
海域	東京湾	千葉1、千葉2、千葉3、船橋1、船橋2、東京湾3、東京湾5、東京湾7、東京湾8、東京湾9、東京湾10、東京湾12、東京湾13、東京湾14、東京湾16、東京湾20

表 2-2 平成 20 年度項目別測定結果

単位：mg/L

項目名	地点数	指針値	報告下限値	最小値	～ 最大値
クロロホルム	45	0.06	0.0006	< 0.0006	～ 0.0014
トランス-1,2-ジクロロエチレン	44	0.04	0.004	< 0.004	
1,2-ジクロロプロパン	44	0.06	0.006	< 0.006	
p-ジクロロベンゼン	44	0.2	0.02	< 0.02	
イソキサチオン	36	0.008	0.0008	< 0.0008	
ダイアジノン	36	0.005	0.0005	< 0.0005	
フェントロチオン (MEP)	36	0.003	0.0003	< 0.0003	
イソプロチオラン	36	0.04	0.004	< 0.004	
オキシ銅 (有機銅)	36	0.04	0.004	< 0.004	
クロロタロニル (TPN)	44	0.05	0.005	< 0.005	
プロピザミド	44	0.008	0.0008	< 0.0008	
EPN	38	0.006	0.0006	< 0.0006	
ジクロロボス (DDVP)	44	0.008	0.0008	< 0.0008	
フェノブカルブ (BPMC)	36	0.03	0.003	< 0.003	
イプロベンホス (IBP)	36	0.008	0.0008	< 0.0008	
クロルニトロフェン (CNP)	45	*	0.0001	< 0.0001	～ 0.0001
トルエン	36	0.6	0.06	< 0.06	
キシレン	36	0.4	0.04	< 0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル	35	0.06	0.006	< 0.006	
ニッケル	58	**	0.001	< 0.001	～ 0.014
モリブデン	53	0.07	0.007	< 0.007	～ 0.013
アンチモン	58	0.02	0.002	< 0.002	～ 0.006
塩化ビニルモノマー	48	0.002	0.0002	< 0.0002	～ 0.0002
エピクロロヒドリン	48	0.0004	0.00004	< 0.00004	～
1,4-ジオキサン	48	0.05	0.005	< 0.005	
全マンガン	48	0.2	0.02	< 0.02	～ 0.27
ウラン	48	0.002	0.0002	< 0.0002	～ 0.0033

- (注) ・クロルニトロフェンの指針値 (\*) は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。  
 (平成 6 年 3 月 15 日付環境庁水質保全局長通知)  
 ・ニッケルの指針値 (\*\*) は毒性評価が不確定であることから削除された。  
 (平成 11 年 2 月 22 日付環境庁水質保全局長通達)  
 ・水生生物項目としてのクロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの指針値は、まだ水生生物の保全に係る水域類型の指定が行われていないことから、設定されていない。  
 (平成 16 年 3 月 31 日付環境省環境管理局水環境部長通知)